

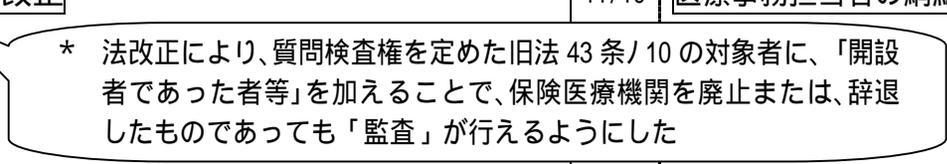
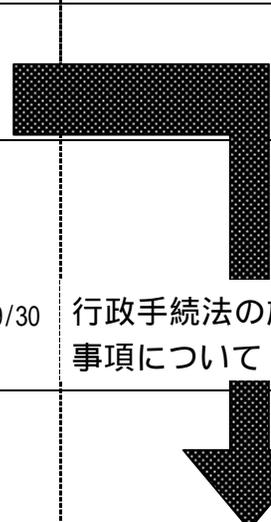
年表

監査・指導をめぐる歴史的できごとと関連通知の変更

平成 16 年 8 月 富山県保険医協会作成

区分	年度	できごと(法制化・監査事件・不正請求事件等)	監査・指導についての関連通知及び申合せ
前史	1935 年 昭和 10 年	1. 昭和 10 年までは、団体請負していた日本医師会が、医療機関を指導・監査をしていた 2. 昭和 11 年に初めて行政による医療担当者に対する指導監査が行われた 3. 昭和 17 年以前の監査は、県知事による「関係帳簿閲覧規定」によるものであり、法的根拠がなかった 4. 昭和 17 年の健保法改正により、医療機関の指定制導入(団体請負方式の廃止)とともに、診療録の検査権が初めて法制化されたとされている	
〔第一期〕 監査乱発時代・指導と監査の法的根拠未整備の時期(一九四二―一九五七年)	1948 年 昭和 23 年	7/16 支払基金法成立 9/1 支払基金、業務開始	
	1949 年 昭和 24 年	日本の健保史上初の 3 億円の赤字計上 11/29 支払遅延防止法成立	1/1 保険医には支払遅延が直撃 監査要綱 が初めて定められる
	1950 年 昭和 25 年		10/30 診療録の検査をなす当該官吏の意義 (保発第 74 号)
	1951 年 昭和 26 年		11/5 保険給付の帳簿書類の閲覧 (保険発第 226 号)
	1952 年 昭和 27 年	7/1 北海道、監査事件 (50 名対象監査で指定取消し 5 名を含む 44 名処分) 10/15 長崎・広島、高塚技官監査事件 (20 数名処分、自殺者も出る) 10~11月 京都竹下保険課長解任事件 (監査で 39 名処分)	* 昭和 27 年より、健保赤字減らしを目的に人権無視の監査の嵐が全国に吹き荒れ、国会での議論や行政訴訟にまで及び、厚生省は、公正な取り扱いを期すため、昭和 28 年に選定基準を明文化するため「監査要綱」を定めた。
	1953 年 昭和 28 年	2月・8月 大阪、監査事件・裁判闘争 (後に勝利的和解) 高塚技官監査事件、北海道監査事件が国会で取上げられ、社会問題となる	6/10 監査要綱を一部改定 (保発第 46 号) * 「監査」の公正な取扱いをねらいとして明文化されたものであったが、監査のみに依存した体制では対応が困難なことから、翌年には「指導大綱」が定められた。いずれもが法的根拠は不備だった。
	1954 年 昭和 29 年	* 監査自殺事件をふまえ、以下のようにする 指導は、保険医を社会保険運営に協力させることを本旨とする 個別指導は、書類を閲覧し、懇切丁寧に懇談・指導する 指導の際、不当書類が発見された場合であっても直ちに監査対象とせず、更に指導で改善を求める 指導に応ぜず、または、改善がされない場合、または、不正が発見された場合は、監査を実施する	12/28 監査の選衡基準 (保発第 93 号) * 不正・不当の疑いについての具体的な例示が初めてなされた 12/28 指導大綱を一部改定 (保発第 94 号) 12/28 厚生省・日医・日歯との申し合わせ (保発第 94 号) * 個別指導は、医師会、歯科医師会との協議により、計画的に実施する 指導の際発見された不当事項の取り扱いについては、まず指導による改善を求める 指導後改善なき場合は、監査を実施する
	1955 ~ 1956		
1957 年 昭和 32 年	3月 健保法改正 * 保険医療機関への「指導」と「監査」について初めて法整備が行われた。 * 昭和 32 年の法改正により、保険診療を行うための、保険医の「登録」と保険医療機関の「指定」、いわゆる「保険診療の二重指定制」が確立されるとともに、保険医と保険医療機関に対する「指導」(旧法 43 条ノ 7)と「監査」(旧法 43 条ノ 10)についての法整備がなされた。	7/4 指導大綱を一部改定 (保発第 62 号)	

区分	年度	できごと(法制化・監査事件・不正請求事件等)	監査・指導についての関連通知及び申合せ	
〔第二期〕 厚生省・日医・日歯申し合わせによる個別指導優先実施の時期 (一九五七～一九七九年)	1958年 昭和33年	6/30 新医療費体系導入 * 現在使用されている診療報酬点数表の原型が「告示」された		
	1959年 昭和34年	8/1 11/13 8/23 埼玉、監査後自殺事件 宮城、監査後自殺事件 神奈川・厚生省監査の様態を保険医新聞がリアルに暴露 * 国会でも取り上げられ、大きな社会問題になる		
	1960年 昭和35年	監査自殺事件をふまえ、以下のようにする 医師会、歯科医師会の「自主指導」を実施し、行政の行う指導を補う 指導においては、努めて個別指導を行い、必要なものを優先的に実施する 指導を行ってもなお改善されないものには監査を実施する	2/15 厚生省・日医・日歯の申し合わせ * 努めて、監査よりも指導を優先させる方針で合意 2/25 指導の具体的な取り扱いについて (保発第21号) 3/1 全国技官会議での説示・指示事項	
	1961年 昭和36年	4/1 国民皆保険スタート	* 埼玉事件、宮城事件をふまえ、保険医の剥奪は死活問題であるので、監査による「一罰百戒主義」を改め、たとえ不当が疑われても、「指導」を優先して実施し、「間違いのひどいもの」「改めないもの」は監査対象とするなどの方針が指示された	
	1964年 昭和39年	神奈川、基金呼び出し面接審査乱用事件		
	1965年 昭和40年	10/7 山口、監査後自殺事件 12/24 再び支払い遅延問題が発生、国会で取上げられる		
	1966～1970			
	1971年 昭和46年		2/8 不正請求に対する指導及び監査について (保発第7号、14号)	
	1972年 昭和47年		* 昭和35年の「申し合わせ」及び「技官会議の説示」を誤解している地域があるとし、不正が疑われる場合の速やかな指導実施と、指導によっても改善なき場合の監査実施、並びに明らかな不正については、直ちに監査が行なうことができるものとされた	
	1973年 昭和48年	1/1 老人医療費無料化実施		
	1974年 昭和49年			
	1975年 昭和50年			
	1976～1978			
	1979年 昭和54年	* 1978年5月、厚生省は健保財政悪化を理由に、健保法改正を国会上程したが、三度継続審議、1979年4月廃案となる中、この間の措置として、1月25日に指導強化の通知を出す。	1/25 保険診療適正化のための指導・監査推進 (保発第4号) * 不正の有無に関わりなく、医療費適正化のための指導、並びに医学的常識の逸脱したものの是正のための指導の積極的な推進が指示された 10/1 医療事務指導官の設置 (保発第59号)	

区分	年度	できごと(法制化・監査事件・不正請求事件等)	監査・指導についての関連通知及び申合せ	
〔第三期〕 医療費適正化対策推進と指導・監査の体制強化の時期 (一九八〇～一九九五年)	1980年 昭和55年	9/5 富士見産婦人科病院事件が社会問題に	9/20 指導・監査の徹底について(厚生省発医158号) * 無資格診療への厳正対処が指示された	
	1981年 昭和56年	6/1 診療報酬、初のマイナス改定 7/10 第二臨調第一次答申「医療費適正化対策」	4/1 指導医療官の設置について(保発第19号) 5/29 領収書・明細書の交付について(保発第44号) * 政管健保が医療費通知を開始	
	1982年 昭和57年	8/1 老健法制定、付帯決議で「指導強化」 10/1 厚生省に国民医療費適正化総合対策本部(吉村次官)を設置し、「医療費通知・レセ点検、監査・指導の強化」の方針打ち出す	11/1 厚生省顧問医師団の設置について(保発第95号) * 共済組合が医療費通知を開始	
	1983年 昭和58年	2/1 老人保健法施行(有料化)		
	1984年 昭和59年	8月 健保法改正 10/1  改正健保法施行(本人1割、特定療養費創設)	11/19 医療事務担当者の綱紀粛正(保発第76号)	
	1985年 昭和60年	12/20 第一次医療法改正(病床総量規制)	7月 入院医療費の適正化について(保険発第72号・76号) * 重点対象病院への指導の優先実施が指示された	
	1986年 昭和61年	12/19 国保法改正(滞納者の制裁措置実施)		
	1987年 昭和62年	6/26 国民医療総合対策本部(幸田次官)が「中間報告」発表、「審査、指導・監査の強化」を打ち出す 7/1 改正老健法施行(負担増、老健施設創設)	6/22 指導医療官の確保について(保険発第51号) 9/10 保険給付指導官の設置について(庁発第11号) 10/1 保険給付指導官の職務について(庁発第28号)	
	1988年 昭和63年	7/1 改正国保法施行(医療費通知など)	4/8 医療事務専門官の設置について(保発第38号) 特定共同指導の実施	
	1989年 平成元年	12/21 ゴールドプラン策定(高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略)		
	1990～1991			
	1992年 平成4年	6/19 第二次医療法改定(療養型病床群創設など)		
	1993年 平成5年	10/11 富山個別指導事件(個別指導を苦に自殺) 11/15 富山個別指導事件、国会及び中医協で大きく取上げられる		
	1994年 平成6年	4/1 診療報酬上、「許可制」だったものが原則「届出制」となる 4/22 中医協に「保険診療における審査、指導・監査のあり方委員会」設置 10/1 行政手続法施行		
	1995年 平成7年	4/28 中医協、審査、指導・監査小委員会が「報告書」まとめる 7/18 京都歯科技官贈収賄事件		
			8/24 医療事務担当職員の綱紀粛正(保発第76号) 12/22 新指導大綱・新監査要綱(保発第117号) 12/22 同実施要領(保険発第164号)	

区分	年度	できごと(法制化・監査事件・不正請求事件等)	監査・指導についての関連通知及び申合せ
〔第四期〕 新指導大綱施行・指導監査業務移管から現在まで (一九九六～二〇〇三年)	1996年 平成8年		4/1 新指導大綱・新監査要綱実施 * 富山事件をふまえ、新規指定医には、まず「集団指導」を実施することとし、既指定医療機関においては、個別指導の前段階としての、「集団的個別指導」という形式が創設された。また、京都収賄事件への反省から、対象者の選定にあたっては、「技官の恣意性の排除」「医師会等の関与の排除」が図られた
	1997年 平成9年	9/1 第三次医療法改定 12/9 改正健保法施行(本人2割、薬剤別途負担) (有床診の療養型病床群など)	
	1998年 平成10年	4/1 政管健保、医療費通知に医療機関名、自己負担額が追加 4/1 患者が希望したレセプトの開示が義務化 7/1 国民健康保険法等の一部改正 保険医療機関・保険医の取消しについて ・再指定を行わない期間 2年 5年 ・不正請求の返還金に対する加算金の割合 10% 40% ・地方技官、地方事務官制度の廃止 ・指導・監査業務が県保険課から社会保険事務局(厚労省内局業務)に移管し、患者・保険者などからの情報提供分を優先選定すること	3/18 指導及び監査の取り扱いについて(医療課長通知)(保険発第36号) * 不正請求の防止及び老人医療費の適正化を最重点に、個別指導を集個に優先して実施 3/18 医療指導監査室長内かん及び想定問答集 * 新指導大綱実施から3年目の運営方針が室長の内かんにより示された。主なものは以下の通り 新規指定は、「集団指導」から「(新規向け)個別指導」に変更する 「集団的個別指導」より「個別指導」を優先的に実施する 集団的個別指導方式の「個別部分」を省略できることとする 個別指導の実施にあたっては、集団的個別指導から移行の「高点数のもの」より、「行政機関や患者などからの情報があったもの」を優先し、全体で「4%枠」をめざすこととする
	1999年 平成11年		
	2000年 平成12年	4/1 改正厚労省設置法施行 4/1 国家公務員倫理法改正 (利害団体との癒着禁止規定の強化が図られる) 11/30 介護保険法施行 第四次医療法改定(病床区分など)	
	2001年 平成13年	4/1 情報公開法施行	
	2002年 平成14年		
	2003年 平成15年	4/1 改正健保法施行(本人3割負担) 厚労省、全国に「医療安全センター」を開設 政管健保、医療費通知の対象を12カ月に拡大	1/14 保険医療機関等に対する指導の充実 (医療指導監査室長からの事務連絡) * 平成15年度の個別指導においては、平成14年度の会計検査院の現地調査において指摘された、医師・看護師の欠員にも関わらず減額せず請求している「標欠病院」を、重点に実施するとされたほかは、平成10年3月18日医療指導監査室長内かんにおける取り扱いについては変更がないとされた。